

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

# 陳情8年総務・教育第7号

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 審 議 結

令和8年6月定例会

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-7 ( R8.5.20 )	総務・教育	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	不採択 ( R8.6.29 )
<p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、次のとおり陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。 教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。</li> <li>保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。 修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。併せて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程や活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。</li> <li>過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。 教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。併せて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。</li> <li>3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。 3により該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。</li> </ol>			

## ▼所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

平和教育の政治的中立性については、公立学校及び私立学校ともに、教育基本法及び学習指導要領等の趣旨に則り、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることがないよう指導していること、また、修学旅行などの校外活動についても、各学校において危機管理マニュアルに沿った活動を徹底し、安全確保に万全を期すよう指導するなど、教育委員会又は各学校において必要な対応が行われており、新たな対応を求める必要性は認められないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定しました。

### ▶陳情理由

高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、我が国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動である。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にある。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。

本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故がある。亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されている。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されている。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められる。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いも綴られている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきである。

文部科学省は、令和8年4月7日付けで「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できる。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものである。

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

6/9 常任委員会資料

総務部（教育学術課）

**【現 状】**

- 1 私立高等学校における平和教育の政治的中立性については、教育基本法及び学習指導要領等の趣旨に則り、指導内容等、特定の政党等の立場に偏ることがないように、また、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう指導・助言する。
- 2 校外活動の実施も含めた私立高等学校における教育活動については、「危機管理マニュアル」に沿った活動を徹底し、安全確保に万全を期すよう依頼しており、学校訪問等により適切な安全管理体制が整備されているか聞き取りを行っている。
- 3、4 修学旅行の実施予定等に関して年度当初の調査も含め、学校訪問等により必要に応じて実施状況の聞き取りを行うこととしており、過去3年間において、不適切と判断される状況は確認されていない。

**【県の取組状況】**

- 1 平和教育や研修旅行等において政治的中立性、安全管理等において懸念のある事例が確認された場合は、教育基本法及び学習指導要領等の趣旨に則り、適切な対応となるよう指導・助言している。
- 2 学校における校外活動時の安全を確保するために、各学校において「危機管理マニュアル」の記載内容を点検すること等、安全確保に万全を期すよう依頼しており、学校訪問等において対応状況等の確認を行うこととしている。
- 3 修学旅行実施予定等の調査を実施し、学校訪問等により実施状況の聞き取りを行うこととしており、必要に応じて適切な対応を行う。

## 現状と県の取組状況

6/9 常任委員会資料

教育委員会（高等学校課）

### 【現 状】

- 1 県立高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本的な方針については、教育基本法の趣旨に則り、指導内容、教材、外部講師の招聘等が特定の政党等の立場に偏ることはない。また、平和教育の実施については、学習指導要領に記載のある事項に留意して行っている。例えば、社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることはないよう指導している。
- 2 県立高等学校における校外活動の実施に当たっては、「危機管理マニュアル」に沿った活動を徹底し、安全確保に万全を期すよう指導している。また、旅行・集団宿泊的行事等の計画・実施に当たっては、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、生徒や保護者等の十分な理解を得るために、教育活動の趣旨や具体的な内容等について事前に十分な説明を行うよう指導している。
- 3 教育委員会に保存されている過去3年間の修学旅行、校外学習の計画書、実施要項、実施報告等を確認したところ、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などは含まれていなかった。また、修学旅行、平和学習等の行程・教育活動に対し、保護者から政治的中立性又は安全管理上の懸念について指摘されたことはない。
- 4 3に基づき懸念が残る事例はない。

### 【県の取組状況】

- 1 県立高等学校では、修学旅行等の実施に当たっては、教育委員会事務局に届出を行うこととしており、計画内容に懸念が確認された場合は、詳細を把握するとともに、適切な教育活動とするよう指導している。
- 2 学校における校外活動時の安全を確保するために、各学校において「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うなど、安全確保に万全を期すよう指導している。